2017 年 12 月 18 日 ローデ・シュワルツ・ジャパン (株) サービスセンター

水銀使用製品の廃棄についてのご注意

水銀汚染防止法第 18 条に基づき、R&S 製品の水銀使用部品の使用状況について、以下の通り、 お客様各位にお知らせいたします。

1. 販売中の製品の水銀使用部品について

弊社が現在販売している R&S 製品のうち、水銀使用部品を含む製品は、添付別紙「販売中の R&S 製品の水銀使用部品について」をご覧ください。

販売中の R&S 製品の水銀使用部品について (PDF, 119KB)

(なお、今後の新製品につきましては、水銀使用部品は含まれておりません。)

2. これまでに輸入販売した製品の水銀使用部品について

2004年以降に弊社が輸入販売した表示部つき R&S 製品の水銀使用部品の有無については、添付別紙「表示部つき R&S 製品の水銀使用部品について」をご覧ください。

表示部つき R&S 製品の水銀使用部品について (PDF, 327KB)

(なお、2003年以前にご購入された表示部つき R&S 製品の水銀使用部品の有無については、個別にお問い合わせをお願いします。)

3. 当該製品を廃棄する場合について

水銀使用部品を含む製品を廃棄する場合は、法律および各自治体の条例に従い廃棄して頂きますよう、お願い申し上げます。

4. 当該製品を輸出入する場合について

「水銀に関する水俣条約」が2017年8月16日に発効したことを受けて、日本では2018年1月1日以降に水銀を使用した製品の製造・輸出入を行う場合には、行政の事前許可が必要となります。

2005年以前に販売開始された水銀使用部品を含む一部の製品につきましては、規制を受ける可能性がございますので、輸出入のご予定がある場合は、個別にお問い合わせをお願いします。

○お問い合わせ窓口

本件に関してのお問い合わせは下記までお願いします。

(本件全般に関して) サービスセンター TEL: 048-829-8061 / FAX: 048-822-3156 (輸出入規制に関して)業務部・輸出管理室 TEL: 03-5925-1286 / FAX: 03-5925-1290